

佐賀県教育大綱について

平成27年4月22日

第1回佐賀県総合教育会議

1 教育大綱の策定について

教育大綱について

根拠:「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項」

- ⇒ 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの
- ⇒ 知事と教育委員会の調整のうえ記載した事項については、双方に尊重義務
- ⇒ 対象期間は4～5年程度を想定

本県の教育大綱について

- 次期総合計画(佐賀県総合計画2015)の教育、生涯学習、文化、スポーツに関する部分をもって構成
 - ⇒ 本県においては、県総合計画が、上記の内容を網羅しており、また、同計画については県教育委員会と調整のうえ知事が定めているものであるため。
- 対象期間・・・平成27年度から平成30年度までの4年間
 - ⇒ 県総合計画の期間に合わせ整合を図る。

1-2 総合計画の対象部分(施策分野)

総合計画2015(骨子案)第3章 佐賀県の施策

施策体系

1. 安全・安心の暮らしさが

(施策分野) 防災・減災・県土保全、くらしの安全・安心、水資源

2. 楽しい子育て・あふれる人財さが

(施策分野) 子育て、**教育、生涯学習**

3. 人・社会・自然の結び合う生活さが

(施策分野) 福祉、健康、医療、環境、ユニバーサルデザイン、男女共同参画、人権

4. 豊かさ好循環の産業さが

(施策分野) 雇用・労働、農業、林業、水産業、企業立地・商工業、エネルギー、流通、情報発信、国際化

5. 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが

(施策分野) **文化、スポーツ、観光**

6. 自発の地域づくりさが

(施策分野) 県民協働、まちづくり、交通ネットワーク、情報通信

1-3 総合計画の対象部分

(骨子案)第2章 基本理念と佐賀県の目指す将来像

10年後の佐賀県の目指す将来像

楽しい子育て・あふれる人財 さが

(前略)また、多様な個性・能力が培われるとともに、地域への誇りをもって、世界でも地域でも活躍する人財が育っています。

文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが

佐賀県の豊かな歴史や文化・伝統などの魅力が世界へ発信され、国内外の交流人口が増えています。

また、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の交流拠点づくりが進んでいます。

1-3 総合計画の対象部分

(骨子案)第4章 佐賀県の目指す将来像に近づくために 力を入れるポイント

楽しい子育て・あふれる人財 さが

- 子供の夢をかなえる学習・教育環境を整備します。
- 佐賀を誇りに思う教育を推進します。 など

文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが

- 佐賀の文化や歴史を輝かせ、その魅力を発信します。
- みんながスポーツを楽しむ風土を築きます。 など

2 大綱の構成について

	章立て	概要	備考
1 はじめに	(1) 大綱策定の趣旨		
	(2) 大綱の位置付け	法令に基づく策定である旨記載	
	(3) 大綱の期間	4年間 H27～H30	
	(4) 大綱の見直し	適宜見直し	進化型総合計画への対応
2 取組の方向性		施策ごとに以下を記載 ・目指す姿 ・現状と課題 ・取組方針	総合計画2015と整合

3 策定スケジュール

- 4月22日 第1回総合教育会議において**
- ・教育大綱の策定の考え方、構成案について提示
 - ・本県教育に関する知事と教育委員会の意見交換
- 5月下旬 第2回総合教育会議において教育大綱案を提示、
教育委員会と協議・調整**
- 7月下旬 教育大綱を策定
(佐賀県総合計画2015策定後)**